

岸和田市新庁舎整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託
公募型プロポーザル評価基準

1. 評価基準の位置付け

本基準は、岸和田市新庁舎整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、評価方法及び受託候補者の選定方法を示すものである。

2. 実績審査の評価方法及び業務提案審査への参加者決定の方法

提出された参加表明書等の提出書類を基に、事務局が4.(1)に示す評価基準により実績審査を実施し、客観評価の合計点を算出する。

参加資格確認の結果、適格と認めた者が3者以内の場合は、客観評価の合計点の点数に関わらず全員が業務提案審査に参加できることとし、適格と認めた者が3者を超える場合は、客観評価の合計点が高い方から上位3者が業務提案審査に参加できるものとする。

客観評価の合計点が同点により上位3者を決定することができない場合は、上位から3番目と同点となった者の中で管理技術者及び各分野の主任担当者の業務経歴等の評価点の合計の高い方から順位を決定する。それでもなお同点の場合は、客観評価の合計点の上位から3番目と同点となった者すべてが業務提案審査に参加できるものとする。

3. 業務提案審査の評価方法及び受託候補者の選定

- (1) 客観評価、業務提案書等評価及び見積書評価を行い、受託候補者を選定する。
- (2) 客観評価及び見積書評価は、事務局が提出書類をもとに参加者の審査を行う。
- (3) 業務提案書等評価は、委員会が業務実施方針、業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行う。
- (4) 各評価項目の評価配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
客観評価	100	事務局による定量評価
業務提案書等評価	200	各委員持ち点の合計点※
見積書評価	50	事務局による定量評価
合計評価点	350	

※業務提案書等評価について、業務提案書評価を行う際に、評価を行う委員5名が揃わなかった場合は評価を行う委員一人当たりの持ち点を(5／出席委員数)倍するものとする。

- (5) 選定委員会及び事務局は、評価項目の各項目について評価を行い、合計評価点を算出し最も高い提案者を受託候補者とし、次に評価が高かった提案者を次点受託候補者とする。なお、合計評価点が高同点の場合は、業務提案書等評価と見積書評価の評価点の合計が高い提案者を受託候補者とする。それでもなお同点の場合は、選定委員会で協議し、受託候補者及び次点受託候補者を選定する。
- (6) 業務提案書等評価が満点の6割(120点)に満たない場合は、受託候補者とはならない。
- (7) 参加者が1者のみであった場合であっても本プロポーザルを実施し、業務提案書等評価が満点の6割以上である場合には受託候補者として選定する。

4. 評価配点

(1) 客観評価

a) 会社概要(様式 3)【配点 10点】

会社に所属する CCMJ、一級建築士の有資格者数を評価する。CCMJ 及び一級建築士の両方の資格を有する者は、人数を重複して計上しない。

評価項目	評価基準	評価点
有資格者の社員数	21名以上	10
	10～20名	5

b) 参加者の業務実績(様式 4)【配点 10 点】

同種、類似施設の CM 業務実績、件数について評価する。評価件数は平成23年度以降に契約され、参加表明書提出日までに完了(全体計画の一部が完了でも可とする。)しているものについて最大 2 件とする。

評価項目	1件当たりの評価点	評価点
同種業務	5	最大10
類似業務	3	

c) 管理技術者の業務経歴等(様式5)【配点 20点】

同種、類似施設の CM 業務実績、件数、立場について評価する。評価件数は平成23年度以降に契約され、参加表明書提出日までに完了(全体計画の一部が完了でも可とする。)しているものについて最大2件とする。点数については各項目の合計とする。

ア) 同種、類似施設

評価項目	1件当たりの評価点	評価点
同種施設	5	最大10
類似施設	3	

イ) 立場

評価項目	1件当たりの評価点	評価点
管理技術者	5	最大10
上記以外	3	

d) 各分野の主任担当者の業務経歴等(様式 6-1 から様式 6-6)【配点 60点】

同種、類似施設の CM 業務実績、件数について評価する。評価件数は平成23年度以降に契約され、参加表明書提出日までに完了(全体計画の一部が完了でも可とする。)しているものについて最大2件とする。

分野	評価項目	1件当たりの評価点	評価点
建築(総合)	同種施設	5	最大10※1
	類似施設	3	
建築(構造)	同種施設	5	最大10※2
	類似施設	3	
電気設備	同種施設	5	最大10※2
	類似施設	3	
機械設備	同種施設	5	最大10※2
	類似施設	3	
建設コスト管理	同種施設	5	最大10※2
	類似施設	3	
工事施工計画	同種施設	5	最大10※2
	類似施設	3	

※1 管理技術者が建築(総合)主任担当者と兼務する場合は、建築(総合)分野の評価点の合計から2点減点する。

※2 各業務分野で兼務する場合は、兼務する分野の評価点の合計から2点減点する。

(2) 業務提案書等評価

業務提案書等評価は、業務提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングの結果を含め、以下の評価基準に基づいて委員会が評価する。

a) 業務実施方針(様式 7-2)【配点 50 点】

業務実施方針の提案内容について、評価基準にもとづき評価する。

評価項目	評価基準	評価点
(ア)本業務に対する提案者の取組方針と体制	取組意欲の高さや積極性 発注者を支援する組織体制	25
(イ)各業務担当チームの特徴	担当者の技術力の高さ チームとしての一体性、連携体制	25

※配点は各委員の持ち点を各項目5点とし、全委員の評価点の合計点を評価点とする。

b) 業務提案書(様式 7-3)【配点 150 点】

業務提案書の各テーマの提案内容について、評価基準をもとづき評価する。

評価項目	評価基準	評価点
【テーマ 1】 基本設計、実施設計段階における品質・進行管理の方針及び、事業費の精査手法、物価高騰に対する事業費抑制への考え方について	基本設計、実施設計段階における品質・スケジュール管理に関する方針や、事業費の算出における事業費抑制への考え方や取り組み姿勢に、的確性や実現性がある提案となっているか。	50
【テーマ 2】 基本計画に基づいて本業務を実施するにあたり課題となる事項及び対応方法について	基本計画を理解したうえでの本業務を実施するにあたり、課題となる部分を抽出し、それに対してより良い対応提案となっているか。	50
【テーマ 3】 本委託において、自社の実績や特徴が発揮できる事項について	自社の実績や特徴が、本市の庁舎建設に優位性があり、本市にとって有益で効果的な提案になっているか。	50

※配点は各委員の持ち点を各項目 10 点とし、全委員の評価点の合計点を評価点とする。

3) 配点基準

各委員の配点基準は、以下のとおりとし、持ち点が 10 点の項目については、以下の配点を2倍にする。

5点:優れている

4点:やや優れている

3点:標準

2点:やや劣っている

1点:劣っている

(3) 見積書評価【配点 50点】

提出された見積金額について、以下の算定式により評価点を算定する。

$$\text{評価点} = (1 - \text{参加者の見積金額} / \text{委託料上限価格}) \times 125$$

※見積金額が、委託料上限価格の 60%以下で配点が 50 点となる。点数が 50 点を超える場合は、50 点とする。

※評価点は小数点以下切り捨てとする。